規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)について

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 新技術等社会実装推進チーム

制度の必要性、背景

【規制当局】

・・・・必要なデータ等が証明されなければ、規制改革に踏み切ることができない

規制当局





- 新しい技術やビジネスモデルが、よくわからない。
- ・適用の前例がなく、担当レベルでは判断できない。
- ・リスクの程度がわからない。
- ・この計画は問題なさそうだが、認めると同様の事業を断れない。 等々

【事業者】

・・・規制の存在のために試行錯誤できず、規制改革に必要なデータを取得できない

事業者



- どの規制が関係あるかわからない。
- ・規制に反しない方法がわからない。
- 実証できないのでデータがとれない(提出できない)。等々

規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)の意義

近年、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを活用した新たな事業が次々と生み出されている。

新技術やビジネスモデルの実用化を通じた革新的な商品・サービスの創出が重要

規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)での実証データの積上げを通じて適切な規制の追求を目指す

☆規制のサンドボックス制度は・・・・・

- 期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで実証を可能とするとともに、
- > 実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、円滑な事業化、規制改革を推進するものである。

^{*}平成30年6月、生産性向上特別措置法に基づき制度が創設され、令和3年6月、産業競争力強化法に移管・恒久化された。

規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)について

- 生産性向上特別措置法(平成30年6月施行)に基づき、規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)が創設。令和3年6月に施行した改正産業競争力強化法により、移管・恒久化。
- 本制度は、「まずやってみる」ことを許容するために、期間・参加者等を限定し、既存の規制の適用を受けることなく、**新しい技術・ビジネスモデルの迅速な実証**を可能とするもの。
- 実証で得られたデータを活用して、円滑な事業化・規制改革を通じた社会実装を推進。
- 法施行以降、モビリティ、IoT、FinTech、ヘルスケアなど多様な分野で、33計画152者 (※) が認定。

(※令和7年3月19日現在)

● 内閣官房は、新技術等を用いた事業活動を行おうとする事業者の相談を広く受け付ける一元的窓口としての役割を担っている。

<制度活用の流れ>

事業者が主務大臣(事業所管・規制所管) に対して新技術等実証計画を申請

新技術等効果評価委員会の開催

主務大臣が新技術等実証計画を認定

事業者による実証の実施

主務大臣による規制の見直し等の検討・実施

<規制の見直し·新たなビジネスにつながった事例>

事例1:電動キックボードに関する実証からの 道路交通法改正

電動キックボードの走行環境整備を図るため、シェアリング事業者が大学 構内(非公道)で免許なしに走行するサンドボックス実証、新事業特 例制度による公道走行を経て、道路交通法改正(令和4年4月成立、 令和5年7月施行)。

事例2:債権譲渡の通知等に関する特例整備

サンドボックス実証を通じて整備された債権譲渡通知等に関する特例を 踏まえ、将来的な本特例の適用に向け、金融機関等がブロックチェーン 技術を活用した実証を実施。

内閣官房 新技術等社会実装推進チーム 規制のサンドボックス制度の位置づけ

各省への事前確認、調整

論点整理、申請書作成 サポート

新技術等社会 実装推進チーム

(内閣官房

事業者

- を踏まえた提案
- の連携等

企業単位、 プロジェクト 単位で 事業化・ 規制改革を

要望

実

証

事

業

規制のサンドボックス制度

(新技術等実証制度)

(生産性向上特別措置法→産業競争力強化法)

- 期間や参加者等を限定して実証を行い、得られた データを用いて**事業化・規制の見直し**につなげる。
- 必要に応じ、規制の特例措置を整備した上で、実証。

認定33件152者* 特例1件 (平成30年6月~)

*令和7年3月19日現在

グレーゾーン解消制度

(産業競争力強化法)

315件* (平成26年1月~)

*令和6年12月末現在

新事業特例制度

(産業競争力強化法) ※規制の特例措置を整備した上で実施

16件* (平成26年1月~)

*令和6年12月末現在

国家戦略特別区域·構造改革特別区域制度

(国家戦略特別区域法・構造改革特別区域法)

地域限定型サンドボックス

(国家戦略特別区域法)

自動車の自動走行、無人航空機、これらに関連する電波利用が対象 道路交通法、道路運送車両法、航空法、電波法の特例を措置

規制改革推進会議

※規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)

一元窓口)

- 各制度の紹介
- 事業者の要望内容等
- 必要に応じた案件

自治体主導、 地域単位で 規制・制度 改革を要望

全国一律の 規制改革を 要望

規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)活用の流れ

①内閣官房の一元窓口に相談

・・・・ 実証計画の内容を(人数、金額、場所、内容等)を工夫する中で、既存の規制の適用を受けることなく実証を実施できる環境をつくる。必要があれば、規制の特例措置を求めることも可能。

②主務大臣 (規制所管省庁、事業所管省庁) へ申請

・・・ 内閣官房の一元窓口が申請内容や記載ぶり、論点整理や、主務省担当者との事前相談についてもサポート。

③主務大臣の認定

・・・主務大臣は、実証計画が既存の規制法令等に違反しないことを確認できた場合には実証計画を認定する。また、主務大臣の見解(認定の可否、しない場合の理由、等)は、内閣府に設置した新技術等効果評価委員会で審議。

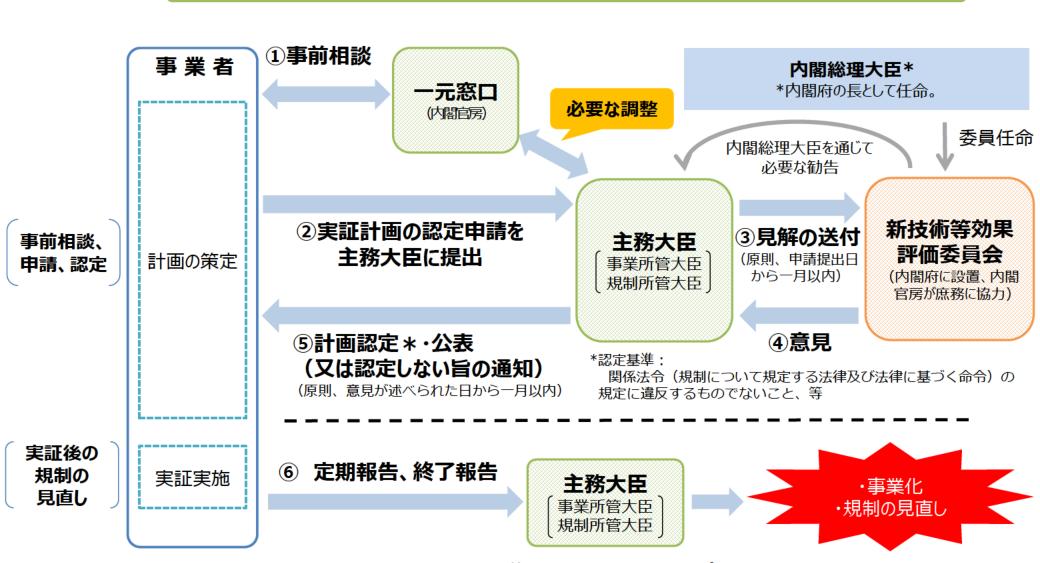
4実証実験の実施

5実証実験後

・・・規制所管省庁は、検討結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講じる。

規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)の仕組み

基本方針(認定に関する基本的な事項、等): 内閣総理大臣(内閣官房)が案を作成、閣議決定



※新たな規制の特例措置を整備する場合には、計画申請前に主務大臣に対して要望(プロセスは計画認定と同様)。 新事業活動に係る規制の特例措置、計画の認定に関しても、主務大臣が必要と認めるときは、評価委員会の意見を聴くことができる。

申請書の記載事項

- 1. 新技術等**実証の目標**
- 2. 新技術等実証の内容
 - (1)新技術等の内容、新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容
 - (2)新技術等の実用化の可能性について行う実証の内容及びその実施方法
 - (3)新技術等に関する規制についての分析の内容及びその実施方法
- 3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
- 4. 参加者等の具体的な範囲及び同意の取得方法
- 5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 6. 規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定
- 7. 規制の特例措置の内容(適用を受けようとする場合)
- 8. その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

新技術等実証計画の認定の基準

- 主務大臣は、新技術等実証計画の認定の申請があった場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。
- 1. 基本方針に照らし適切なものであること。
- 2. 新技術等実証計画に係る新技術等実証(参加者等の同意の取得を含む。)が円滑かつ確実に実施される と見込まれること。
- 3. 新技術等実証計画の内容が産業競争力強化法及び同法に基づく命令その他**関係法令(規制について規** 定する法律及び法律に基づく命令)に違反するものでないこと。

「規制のサンドボックス制度」において主務大臣から認定を受けるためのポイント①

● 「規制のサンドボックス制度」において、実証計画の認定に当たっては、当該実証計画の内容が<mark>関係法令(規制に</mark> ついて規定する法令)に違反するものではないと整理できることが必要。以下の例が挙げられる。

項番	方法	実証事例	実証詳細
	現行法令の対象とならないものとして 構成	電動キックボードのシェア リング事業の実施に向けた 走行実証	免許を有しない者が公道で電動キックボードを運転すると法令違反になるため、 実証計画の内容が、 関係法令の定める定義や要件に該当しないよう、公道では ない大学構内を活用し、免許を有しない者が運転することにより行った実証。
例 1		暗号資産と法定通貨を同時 決済可能なプロ向けの取引 プラットフォームの構築に 関する実証	「参加者」「期間」を限定するとともに、無償で行うこと等により、特定の事業を行うことを規制する法律(業法)における規制対象ではないもの、つまり暗号資産の交換等を「業として」行うことには該当しない事業者として行った実証。
例 2	現行法令を遵守するものとして構成	駅改札内におけるOTC販売 機を用いた一般用医薬品販 売の実証	一般用医薬品は医薬品販売業の許可を有する店舗において資格者(薬剤師又は 登録販売者)が販売する必要があり、実証計画の内容が関係法令の定める定義 や要件に該当。そのため、OTC販売機を医薬品販売業の許可を有する店舗と 一体となった状態で設置し、実地で管理するとともに、販売に際して店舗の資 格者が販売の可否を判断することにより、OTC販売機を用いた一般用医薬品の 販売を行った実証。
	現行法令上認められている方法を併用 しながら新たな方法を実証するものと して構成	不動産の賃貸契約時におけ る書面交付の電子化に関す る実証	賃貸契約を媒介する宅地建物取引業者に対し、書面での交付が義務づけられていた「重要事項説明書等」について、電磁的方法による提供と併せ、 書面に記 名押印した「重要事項説明書等」を相手方に事前送付すること で、遵法性を確保しつつ行った実証。
例3		SMSを利用した債権譲渡通 知に関する実証	債権譲渡に関する債務者への通知について、 確定日付のある証書として認めら れた方法(内容証明郵便等)で行うとともに、SMS (ショートメッセージ サービス) <u>による通知を行い</u> 、その真正性、利便性等を検証する実証。
		ブロックチェーン技術を活 用した電子的取引における 第三者対抗要件に関する実 証	債権譲渡に関する債務者への通知等について、 確定日付のある証書として認め られた方法(内容証明郵便等)で行うとともに、ブロックチェーン技術を活用 したシステムによる通知等を行い、その真正性や、円滑に稼働し得るか等を検証する実証。

「規制のサンドボックス制度」において主務大臣から認定を受けるためのポイント②

- 事業者は、実証に当たって参加者等の安全を確保するとともに、人の生命等の「保護法益」(法律によって保護される利益)を侵害しないことが担保される中で実証が適切に実施されるよう必要な措置を講ずることが必要。
- これまでの実証事例としては、以下の例が挙げられる。

カテゴリー	実証事例	保護法益	実証方法
モビリティ	電動キックボードのシェアリン グ事業の実施に向けた走 行実証	生命・身体の安全	一般道に近い環境(大学構内)で、不特定多数の 人(乗り手、歩行者)を対象に実際に走らせてみ る実証を実施し、 運転時の安全性等 (スピード、 走行場所、ヘルメットの要否等) を アンケートで 確認 。
ヘルスケア	ブロックチェーン技術を用い た臨床データのモニタリング システムに関する実証	データの正確性・信頼性	治験や臨床研究のモニタリングを、ブロック チェーン技術を用いた改ざん防止システムを活用 して実施し、 報告データの正確性・信頼性を サー バーの管理状況や証跡等で 確認 。
電子化	不動産の賃貸契約時にお ける書面交付の電子化に 関する実証	購入者等の保護 取引の安全	法令上、書面交付・対面説明が義務付けられた手続について、電子書面提供・非対面による説明によっても購入者等の保護や取引の安全確保という趣旨が損なわれず、購入者等の利便性を高めることを、実際の契約場面で実証し、アンケート等で確認。

内閣官房 新技術等社会実装推進チームへのご相談 (Web)

■下記HPの申込フォームよりお問い合わせください。

内閣官房

Q Google 提供

内閣官房について

会見・発表

政策・制度

情報提供

トップページ > 各種本部・会議等の活動情報 > 規制のサンドボックス制度

English



規制のサンドボックス制度

規制のサンドボックス制度とは、IoT、ブロックチェーン、ロボット等の新たな技術の実用化や、プラットフォーマー型ビジネス、シェアリングエコノミーなどの新たなビジネスモデルの実施が、現行規制との関係で困難である場合に、新しい技術やビジネスモデルの社会実装に向け、事業者の申請に基づき、規制官庁の認定を受けた実証を行い、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しに繋げていく制度です。

規制のサンドボックス制度の詳細はこちら

お問い合わせ・案件相談申込フォーム 🗦

パンフレットはこちら

新着

令和6年2月14日 New

明保にユニュー がパンキュニー・アンエクロン セカロたせい ネイ・エンン かしかいしき こしゅうり (人行さたり ロスロンド

認定実績

平成30年6月施行以降、FinTech、モビリティ、ブロックチェーン、ヘルスケア、AI・IoTなど多様な分野で、 33計画152者が認定されている。そのうち1件では、新たな規制の特例措置を整備。

Fintech

- ・犯罪収益移転防止法 × データ
- ·Insurtech (P2P保険)
- ·少額短期(P2P保険)



モビリティ

- ・電動キックボードのシェアリング
- ・ハイブリッドバイク
- ・車内空間のシェアリング
- キャンピングカーの相乗り

mobby ride







ブロックチェーン

- •暗号資産
- ·治験、臨床研究
- ·第三者対抗要件





Sustainable Medicine







MIZUHO みずほフィナンシャルグループ







ヘルスケア

- ・オンライン受診勧奨 × 診断キット
- 救急医療 × 生体認証
- ・スポーツ × リアルタイム採血検査
- ·医薬品 × 販売機
- ・野菜POPの自主マニュアル
- ·薬局×災害対策医薬品供給車両

₩ MICIN











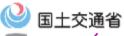


岐阜薬科大学附属薬局

AI · IoT · DX

- ·IoT × 家電 (PLC)
- DX × 不動産(IT重説)
- ·DX × 債権譲渡通知
- ·DX × 障害者雇用
- DX × 定期建物賃貸借契約
- ·AI × 無人カフェ
- ・DX×ペイロール

Panasonic





MiRAijiN Lab.

G/D/H

New Innovations



環境・リサイクル

- ·IoT × リサイクル
- ・ラベルレス製品×自販機





日本コカ・コーラ株式会社

(参与)これよしの心に来行者							
No	認定日	件名	事業者	主務大臣	実証期間	主な関係法令	
1	平成30年 12月26日	IoT社会の実現に向けた高速PLC(電力線 通信)でつながる家庭用機器に関する実証	パナソニック(株)	経済産業大臣	平成31年4月1日~ 6月30日	電気用品安全法	
2	平成30年 12月26日	診断キットとビデオ通話を組み合わせたインフルエンザ罹患時のオンライン受診勧奨 に関する実証	(株)MICIN	厚生労働大臣	認定日~平成31年3 月15日	医師法、等	
3	平成31年 1月18日	仮想通貨と法定通貨を同時決済可能なプロ向けの決済プラットフォームの構築に関する実証	(株)Crypto Garage	内閣総理大臣 (金融庁)	認定日~令和2年1 月18日	資金決済法	
4	平成31年 3月6日	なりすましによる不正な口座開設の防止に 関する実証	(株)カウリス 関西電力(株)	経済産業大臣 個人情報保護 委員会	平成31年3月18日~ 6月30日	電気事業法、 個人情報保護法	
5	平成31年 4月8日	IoTを活用した次世代型広域リサイクルの 実証	(株)エンビプロ・ホー ルディングス、 (株)しんえこ	環境大臣	平成31年4月10日~ 令和2年4月9日	廃棄物処理法	
6	平成31年 4月22日	ブロックチェーン技術を用いた臨床データ のモニタリングシステムに関する実証	サスメド(株)	厚生労働大臣 経済産業大臣	平成31年4月22日~ 令和2年9月30日	医薬品、 医療機器等法	
7	令和元年 6月28日	生体認証を用いた本人意思に基づく救急 医療の実証	㈱KMSI 医療法人社団KNI	厚生労働大臣、 個人情報保護 委員会	令和元年7月1日~ 令和2年6月30日	医療法、 個人情報保護法	
8	令和元年 7月5日	万が一の際には助け合う大規模P2P特約の実証	(株)JustInCase	内閣総理大臣 (金融庁)	商品販売(令和元年 度下半期)から1年間	保険業法	
9	令和元年 9月20日	不動産の賃貸契約時における書面交付の電子化に関する実証	国土交通省が登録した宅地建物取引業者 【113者】	国土交通大臣 内閣総理大臣 (消費者庁)	令和元年10月1日~ 12月31日	宅地建物取引業法	
10	令和元年 10月17日	キャンピングカーの「空間」の活用に関する 実証	(株)DADA	経済産業大臣 厚生労働大臣	令和元年10月~令和 2年3月	旅館業法	

14

\ =								
No	認定日	件名	事業者	主務大臣	実証期間	主な関係法令		
11	令和元年 10月17日	電動キックボードのシェアリング事業の 実施に向けた走行実証	(株)mobby ride	経済産業大臣 国家公安委員会 国土交通大臣	認定日~令和2年 4月	道路交通法 道路運送車両法		
12	令和元年 10月17日	電動キックボードのシェアリング事業の 実施に向けた走行実証	(株)Luup	経済産業大臣 国家公安委員会 国土交通大臣	認定日~令和元年 12月	道路交通法 道路運送車両法		
13	令和元年 10月17日	人力と電動モードを切替可能なハイブ リッドバイクの自転車レーン走行実証	Glafit(株) 和歌山市長	経済産業大臣 国家公安委員会 国土交通大臣	認定日~令和2年 1月	道路交通法 道路運送車両法		
14	令和2年 3月13日	個人が少額を拠出し合って相互扶助する P2P保険に関する実証 *下記の特例措置を適用	Frich(株)	内閣総理大臣 (金融庁)	サービス提供開始 から1年間	保険業法		
関連	令和2年 3月13日 公布·施行	生産性向上特別措置法第1条の追加(保 険業法施行令第1条の7第4号に関する 特例措置の整備)						
15	令和2年 5月19日	ラグビー等の国際的競技力向上を目指したリアルタイムでの採血検査の実証	(株)マイクロブラッドサイエ ンス シスメックス(株) (株)ドーム	厚生労働大臣 文部科学大臣	認定日~令和3年 3月31日	医薬品、医療機器 等法 臨床検査技師法		
16	令和2年 6月26日	SMSを利用した債権譲渡通知に関する 実証	株式会社リンクス	法務大臣 経済産業大臣	実証開始の準備が整ってから6か月後の日が属する月の末日まで	民法		
17	令和2年 6月30日	潜在的ITスキルを有する障害者の 雇用機会を創出する実証	株式会社ミライジンラボ 不二熱学工業株式会社	厚生労働大臣	令和2年7月~令 和3年6月末日	職業安定法		
18	令和2年 8月6日	電子契約システムを用いたマンスリーマ ンション事業に係る定期建物賃貸借契約 書面の作成に関する実証	gooddaysホールディング ス株式会社	法務大臣 経済産業大臣	認定日~令和2年 11月末	借地借家法		

15

No	認定日	件名	事業者	主務大臣	実証期間	主な関係法令		
19	令和2年 10月5日	野菜果物等の一般的な特徴を表示する POPに関する自主マニュアルの作成に関 する実証	一般財団法人日本 ヘルスケア協会	内閣総理大臣 (消費者庁) 農林水産大臣	認定日~令和3年8月末 日	食品表示法 景品表示法 健康増進法		
20	令和3年 4月23日	駅改札内におけるOTC販売機を用いた一般用医薬品販売の実証	大正製薬株式会社	経済産業大臣 厚生労働大臣	認定後、実証開始の準備 が整ってから3か月後の 日が属する月の末日まで	医薬品、医療機器 等法		
21	令和3年 6月3日	ロボットを用いた無人カフェの営業の実証	株式会社New Innovations	経済産業大臣 厚生労働大臣	令和3年6月中旬以降準 備が整った日~同年9月 30日	食品衛生法		
22	令和4年 3月29日	ブロックチェーン技術を活用した電子的取引における第三者対抗要件に関する実証	アクセンチュア株式会社	法務大臣 経済産業大臣	認定後、本実証開始の準備が整ってから1ヶ月後の日が属する月の末日まで	産業競争力強化法 信託法		
23	令和4年 3月29日	ブロックチェーン技術を活用した電子的取引における第三者対抗要件に関する実証	三菱UFJ信託銀行 株式会社	法務大臣 経済産業大臣	認定後、実証開始の準備 が整ってから8週間後の 応当日まで	産業競争力強化法 信託法		
24	令和4年 7月29日	ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証	株式会社みずほフィ ナンシャルグループ	経済産業大臣 法務大臣	認定後、実証開始の準備 が整ってから6ヶ月後の 日が属する月の末日まで	産業競争力強化法 民法 信託法		
25	令和4年 8月30日	災害対策医薬品供給車両を用いた過疎 地域における調剤モデルに関する実証	岐阜薬科大学附属 薬局	厚生労働大臣	認定後、かつ、2022年9 月以降で、薬局の変更届 出を行った日から、6ヶ月 後の末日まで	薬剤師法 薬機法		
26	令和4年 8月30日	前払式支払手段と交換可能なポイントを 労働者へ付与することに関する実証	株式会社Kort Valuta	経済産業大臣 厚生労働大臣	認定後、実証開始の準備 が整ってから1年後の日 が属する月の末日まで	労働基準法		

16

No	認定日	件名	事業者	主務大臣	実証期間	主な関係法令
27	令和4年 10月14日	ブロックチェーン技術を活用した電子的取引における第三者対抗要件に関する実証	オーナーシップ株式会社	経済産業大臣 法務大臣	認定後、実証開始の準備 が整ってから1ヶ月後の日 が属する月の末日まで	産業競争力強化法 民法
28	令和4年 10月14日	ブロックチェーン技術を活用した電子的取引における第三者対抗要件に関する実証	株式会社BOOSTRY	経済産業大臣 法務大臣	認定後、本実証の開始の 準備が完了した日から2ヶ 月後の日が属する月の末 日まで	産業競争力強化法 民法
29	令和4年 10月14日	ブロックチェーン技術を活用した電子的取引における第三者対抗要件に関する実証	レヴィアス株式会社	経済産業大臣 法務大臣	概ね、実証開始の準備が 整ってから2ヶ月間程度	産業競争力強化法 民法
30	令和5年 7月19日	自動販売機によるラベルレスペットボトル の販売に関する実証	日本コカ・コーラ 株式会社	内閣総理大臣 経済産業大臣	認定後、実証開始の準備 が整ってから6か月間程度	食品表示法 計量法
31	令和5年 12月27日	キャンピングカー相乗りマッチングサービスに関する実証	Carstay株式会社	国土交通大臣	認定後、準備が整った日か ら令和6年9月30日まで	道路運送法
32	令和7年 2月25日	OTC販売機を用いた一般用医薬品販売 に関する実証	大正製薬株式会社	経済産業大臣 厚生労働大臣	認定後、実証開始の準備 が整ってから3ヶ月後の日 が属する月の末日まで	医薬品、医療機器 等法
33	令和7年 3月19日	ブロックチェーン技術を活用した電子的取引における第三者対抗要件に関する実証	Hash DasH Holdings 株式会社	経済産業大臣 法務大臣	認定後、本実証の開始準備が完了した日から2か月後の日が属する月の末日まで	産業競争力強化法 民法 信託法

認定件数: 33計画(152者)(令和7年3月19日現在)

高速PLC(電力線通信)でつながる家庭用機器に関する実証

【申請者】パナソニック(株)_

【法令】電気用品安全法

【認定】2018年12月(経産省)

背景

- ✓ 既存の電力線を通信に利用する**高速PLCを搭載** した家電が実用化すれば、より簡単にネット接続できるようになり、家電のIoT化が進む。
- ✓ こうした通信環境が実現すると、**家電の動作** データ等の収集・解析を通じて、購入後の機能 のアップデートや最適化が可能となる。
- ✓ しかし、<u>技術基準が明確でない</u>ことが、開発・ 投資の障壁となっている。

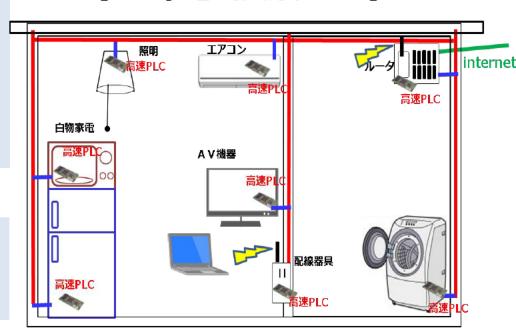
実証

✓ 高速PLC装置付の家電の試作品を住宅等で使用 し、通信・放送に影響を与えないか等のデー 夕を収集。

Panasonic

~ Home X プロジェクトの推進 ~

【PLC家電の接続イメージ】



成果

- ✓ 実証で得られたデータを踏まえて、2019年12月、技術基準解釈(通達)が改正され、満たすべき要件が明確化された。
- ✓ 今後、各人の個性に応じて機能が最適化されるコネクテッド家電の実現が期待される。

なりすましによる不正な口座開設の防止に関する実証

<u>【申請者】(株)カウリス</u> ____ 関西電力(株)

【法令】個人情報保護法、電気事業法

【認定】2019年3月 (個情委、経産省)

背景

✓ <u>虚偽情報を活用した「なりすまし」で開設される銀行口座、証券</u>
<u>口座、クレジットカードの入会</u>を用いた非対面取引の増加。

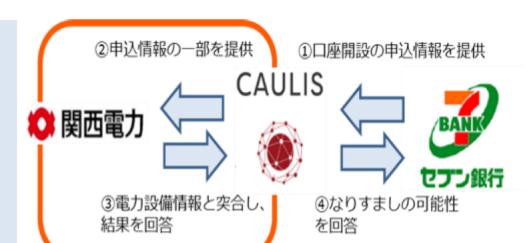




power with heart

実証

✓ ネットでの口座開設の申請情報について、カウリスの不正検知サービスにおいて、
 関西電力の保有する電力設備情報の一部と照合、その結果を踏まえて、なりすましの可能性を金融機関に提供する仕組みを実証。
 (金融機関の委託を受けたカウリスが犯収法の確認事務の一環として実施。)



成果

- ✓ <u>適法に事業化が可能</u>なことを確認し、<u>ビジネスとして拡大</u>。<u>3億円の増資</u>も実現。
 - 電力会社 → 関西電力以外の電力会社とも実証が進展。
 - 利用企業 → 複数の企業と実証済。他の銀行、カード、資金移動行者とも調整中。
- ✓ 新規申込時だけでなく、既存の口座・カード(各数億件)の継続的な顧客管理としても有効。
- ✓ JFIA2020コラボレーション優秀賞を受賞。

P2P型わりかん保険に関する実証

【申請者】(株)just In Case*

【法令】保険業法

【認定】2019年7月(金融庁)

背景

*2016年設立のスタートアップ企業、少額短期保険業者

- ✓ 本件の保険は、①加入時には保険料無し、②事故があった時に初めて 事後的に加入者で分担して保険料を払い込み、③保険料には上限有り、 という簡潔で透明性のある仕組み。
- ✓ 中国ではアリババ傘下の企業が事業化し、1年間で1億人が加入。
- ✓ こうした事後払い型のP2P (Peer to Peer) 保険の仕組みは、日本では前例がない。このため、保険業法上禁止される「過大な危険の引受け」に該当しないかを金融庁が判断、説明するためのデータがない。

わりかん保険

justincase





助け合い

がんになった人の保険金を みんなでわりかん

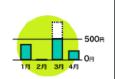


圧倒的コスパ

がんになったら80万円受け取り みんな元気なら保険料0円

実証

✓ <u>少額がん保険「わりかん保険」について、実際のユーザーが加入する</u> 1年間の実証を行い、安定的な運営に必要な人数の加入者が集まるか、 保険金支払による赤字が拡大しないか、等のデータを収集。



あんしん

毎月の保険料は最大でも 500円(被保険者:20~39歳)



みんなでお得

加入者が増えるほど保険料は安くなる

成果

- ✓ <u>安定的な運営が可能であることを確認</u>できたため、<u>実証後も当該</u>
 <u>P2P保険の販売を継続。</u>今後は、<u>P2P型保険を適用できる保険種目を拡大</u>させていくことを目指す。
- ✓ なお、認定後、新たに10億円の資金を調達。P2P保険に関心を持つ 大手生保もパートナーとして実証に参画。



見える化

保険料の使い道を 毎月お知らせ



海外で大人気

世界で2億人が加入した シェアエコ保険が日本初上陸

ブロックチェーン上での同時決済(DVP) プラットフォームの構築に関する実証

【申請者】(株)CryptoGarage* 【法令】資金決済法

【認定】2019年1月(金融庁)

*2018年設立。デジタルガレージ、東京短資の合弁会社。

背景

- CRYPTO GARAGE
- ✓ 世界に先駆けて、従来の中央管理型システムに代わり、分散型台 帳技術(ブロックチェーン)を用いて、暗号資産の売買の同時決 済*を可能とする仕組みの実現を目指す。これにより、**取引当事者** 間で、信用リスクなく、<u>相対取引の決済ができる</u>ようになる。
- ✓ こうした決済の仕組みの提供が、現行の資金決済法の規制対象 (暗号資産の売買の媒介、等)に該当しないかを金融庁が判断し、 説明するためのデータがない。

実証

*代金の支払いがされない限り、暗号資産の交付がなされない仕組み

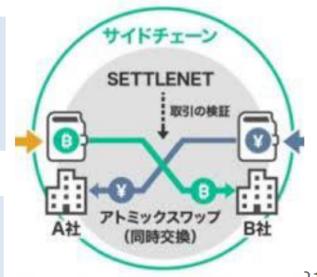
- ✓ 法定通貨と暗号資産をそれぞれトークン化し、プラットフォーム 上で**同時決済**する実証を行う。
- ✓ 参加者を数社の暗号資産交換業者に限定し、1年を期限とした上で、 同時決済の機能が実際に機能するか、等のデータを収集。

成果

- ✓ 実証で得られたデータを踏まえて、金融庁と意見交換を重ね、事 業化。
- 将来は、**他のデジタルアセットへの応用も期待される。**



June2019, Forbes



電子契約システムを活用した 定期建物賃貸借契約書面の作成に関する実証

【申請者】gooddaysホールディングス(株)

【法令】借地借家法

書面で契約

【認定】2020年8月 (法務省、経産省)

背景

G/D/H

- ✓ 期間の定めのある定期建物賃貸借契約は、書面によ り契約や事前説明をしなければならない。
- ✓ マンスリーマンションなど短期の定期借家契約では、 特に大きな負担。

実証

✓ マンスリーマンションの契約において、電子契約シ ステム上で手続きを行い、電子署名した**契約データ を印刷したものを「契約書面**」として、定期借家契 約を締結。

3回の郵送 事業者 入居者 印刷・郵送 押印・郵送 押印・郵送 実証の仕組み 1回の郵送 事業者 入居者 電子契約システム (電子署名) 印刷・郵送

成果

✓ 実証後、デジタル社会の形成を図るための関係法律 の整備に関する法律案に、**契約書面の電子化、事前** 説明書類の電子交付を認める借地借家法の改正措置 が盛り込まれた。

法改正後

事前説明から契約手続きまで、一貫し たオンライン化が可能に(郵送不要)。

ブロックチェーンを用いた臨床データの モニタリングシステムに関する実証

【申請者】サスメド株式会社

【法令】薬機法(GCP省令)

【認定】2019年4月(厚労省)

背景

✓ 治験のモニタリングでは、
<u>モニターが、実施医療機関を訪</u>

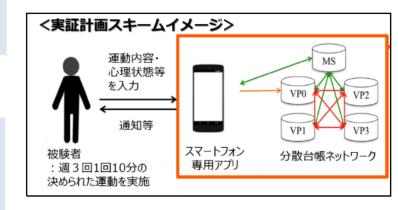
<u>問し、「報告データ」と「原資料等」の照合を実施すべき</u>
とされ、多大な費用がかかっている。

実証

✓ 国立がん研究センターと共同で実施する臨床研究において、 <u>効率化につながるブロックチェーンを用いたモニタリング</u> の仕組みを検証。

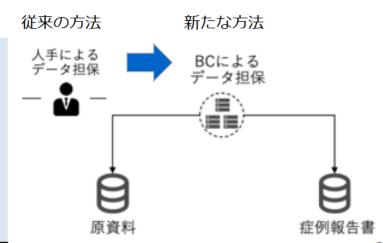
SUSMED

Sustainable Medicine



成果

- ✓ 実証結果を踏まえ、原資料に含まれる原データと症例報告書(CRF)のデータを直接連携・同期させ、改ざん検知等の機能を備えたシステムを設計し、適切に運用する場合には、実地での照合による一致性の確認作業は不要、との見解が明確になった。
- ✓ さらに、実証終了後、グレーゾーン解消制度を活用して、 「治療」においても実証と同様の手法で実地でのモニタリングが代替可能であることを確認し、事業化につながった。



切替可能な電動モビリティに関する実証

【申請者】Glafit(株)、和歌山市長 【法令】道路交通法、

【法令】道路交通法、 道路運送車両法 【認定】2019年10月 (警察庁、国土交通省)

背景

✓ 走行モードを切替えできるペダル付き電動モビリティが、「人力のみで走行」する状態であっても、道路交通法「原動機付自転車」として取り扱われ、危険時でも、車道から、自転車レーン等に回避できない。



実証

✓ <u>モーターを切断した車体で実際に走行。車道走行に危険を感じるとの</u> 声が多数あった一方、歩道走行に危険を感じるとの回答は少数。

成果

✓ モビリティ・カテゴリー・チェンジャー(モビチェン)の機構を取り付けた場合は、電動バイクと自転車の切替えを認める通達が警察庁より発出された。
(令和3年6月28日付)



〈要件〉

- ・乗車している者が、車が停止していない状態で、EVモードから人力モードに切り替えることができず、かつ、人力モードからEVモードに切り替えることができないこと。
- ・ 人力モードは、地方税法(昭和25年法律第226号)及び市町村(特別区を含む。)の条例に基づいて交付された原動機付自転車の標識を表示することができず原動機付自転車として適法に走行させることができない構造であり、かつ、それが明らかな外観となっていること。

電動キックボードに関する実証

背景

【申請者】 <u>(株)mobby ride</u> <u>【法令】道路交通法、</u> (株) Luup

道路運送車両法

【認定】2019年10月 (警察庁、国土交通省)

電動キックボードは、「原動機付自転車」(道路運送車両法、道路交通法)に該当。

- ①最高速度は時速30km以下 ②車道を走行、歩道や自転車レーンは走行できない
- ③ヘルメットの着用義務 ④運転免許(以上、道交法)⑤保安基準適合義務(車両法)
- ⑥納税、ナンバープレートの掲示(地方税法等)
- ※これらに適合しない車両、利用は、法令に違反。



実証

サンドボックス制度:シェアリング事業者が、大学構内(非公道)で実証。 実証内容 ⇒ 最高速度は15~20km/h。免許不要。ヘルメットあり。



成果

新事業特例制度:規制の特例措置の適用を受けて、**公道で**事業実施中。

事業内容 ⇒ 普通自転車専用通行帯(自転車レーン)の走行。最高速度20km/h。

新事業特例制度:規制の特例措置の適用を受けて、公道で事業実施中。

事業内容 ⇒ ヘルメットの任意化。最高速度15km/h。

改正道交法が成立(R4.4.19、施行R5.7.1):電動キックボードは、新設の「特定小型原付」という 車両区分に分類。

改正内容 ⇒ ①最高速度20km/h ②車道に加え、普通自転車専用通行帯、自転車道の走行が可能

③ヘルメットの着用は任意 ④運転免許は不要(16歳以上)

ロボットを用いた無人カフェの営業の実証

【申請者】(株)New Innovations

【法令】食品衛生法

【認定】2021年<u>6月</u> (厚労省、経産省)

背景·将来構想

✓ 食品衛生責任者又は従事者が常駐していない場合であっても、高度な注文・調理システムや遠隔監視技術等を備えたAIカフェロボットにより、人を配置することなく、待ち時間不要で、牛乳を使用した商品を含め、本格的なコーヒーの提供の実現を目指す(購入場所や待ち時間、飲食業界の人手不足といった課題の解決)。

社会実装に向けての課題

- ✓ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準上、自動販売機において乳を利用した商品を調理・ 提供することや、注文前から商品を準備・一時保管することはできない。
- ✓ 食品衛生法施行規則上、飲食店・喫茶店営業の許可を取得し、無人店舗として営業する場合であっても、有人店舗と同一の 設備(調理には使用しないものを含む)を備える必要がある。

実証

- ✓ 飲食店営業の許可を得たうえで営業(2021年6月21日~9月30日)。
- ✓ 食品衛生責任者又は従事者が店舗に常駐せず、衛生管理を行う体制。
- ✓ 利用者はアプリを通じて時間指定で商品注文。10分経過で自動的に廃棄。
 - ※取扱商品…コーヒーのほか乳を含むカフェオレも販売。
- ✓ 食品衛生責任者又は従事者が、1日1回、内部の清掃や部品の交換実施。
- ✓ 内部センサーによって<u>常時温度の管理</u>を行い、遠隔で<u>衛生状態を常時管理</u>。

成果

- ✓ 実証期間中クレーム・異常なし。乳の細菌調査も問題なし。
 - →食品衛生法施行規則において定められている設備の全てを使用しなくとも、<u>食品衛生法の</u> <u>保護法益が損なわれず、衛生上特段の問題が生じない</u>ことが実証できた。
- ✓ 実証データを踏まえ、新事業特例制度等を活用し、無人店舗の設備要件緩和を目指す。











受け取り時間枠を避択

自動販売機によるラベルレスペットボトルの販売に関する実証

【申請者】日本コカ・コーラ(株)

【法令】食品衛生法、計量法

【<u>認定】2023年7月</u> (経産省、消費者庁)

背景·将来構想

- ✓ 近年、詰め合わせ販売のラベルレスPETボトル飲料がeコマースを通じて家庭内に普及し、 プラスティックリデュースは促進されている。
- ✓ 他方、家庭外ではラベルの分別排出は未だに浸透していない状況であるため、自動販売機を通じてのラベルレス製品提供は有意義と考えられる。
- ✓ ラベル付製品と同様の消費者保護(食品摂取時の安全性及び自主的かつ合理的な選択機会の提供)を確保しつつ、ラベルレス製品を販売し、ラベル由来のプラスチックごみや CO2の削減を目指す。

社会実装に向けての課題

- ✓ 食品表示法、計量法及び資源有効利用促進法等においては、食品等を販売する際に、 名称、アレルゲン、消費期限、特定物象量、容器の材質等の所定の事項を容器又は包 装に表示することが義務付けられている。
- ✓ このため、自動販売機におけるラベルレス製品の販売は現行法令上不可能(詰め合わせ販売の場合は、ケース等に当該事項を記載することにより、ラベルレスを実現。)。

実証

- ✓ オフィスに設置の、特定の少人数しかアクセス出来ない自動販売機でラベルレス商品とラベル付き商品を無償提供。
- ✓ 製品情報を自動販売機自体に掲示し、<u>実証参加者がラベル付き商品と同等の製品情</u>報を認識できたか、アンケートにより確認(その他、ラベルレス製品のニーズ等も確認)。

成果

✓ 2024年1月末まで実証実験を実施。実証後、関連する規制の在り方について検討。



